

消費者教育の推進について

1. 島根県消費者教育推進計画の策定

「消費者教育の推進に関する法律」の第10条に基づき、国の基本方針を踏まえ、県の消費者教育の推進に関する施策の計画を策定します。

この計画における消費者教育とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動のことです。

2. 島根県消費者教育推進計画の位置付け

この計画は、既存の「島根県消費者基本計画」の消費者教育部門として位置けます。

3. 消費者教育推進の基本理念

(1) 消費者の自立の支援

- ・被害に遭わないようにするため、合理的意思決定を行うことができる消費者の育成

(2) 消費者市民社会の形成に寄与

- ・自らの消費行動が社会経済や地球環境に影響を与えることを自覚して行動できる消費者の育成

4. 消費者教育推進の基本方針

(1) 体系的な消費者教育

- ・各ライフステージに応じた消費者教育
幼児期から高齢期までの各段階に応じた消費者教育の実施
- ・場の特性に応じた消費者教育
学校、地域、家庭、職域等の様々な場の特性に配慮した消費者教育の実施

(2) 各主体との連携・協働

- ・県と市町村の消費者行政担当部局との連携・協働
- ・県の消費者行政と県教育行政部局との連携・協働
- ・消費者団体、事業者団体との連携・協働

(3) 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進

- ・環境教育、食育、国際理解教育など消費生活の関連教育部門との連携